日常生活用具の給付

1．日常生活用具の給付（原則、在宅の障害者が対象です。）

購入される前に、必ず障害者支援課へ申請してください。

対　象　者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は難病患者等 （障害者手帳所持者は等級によって制限があります。）
必要なもの	●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、登録者証等又は診断書のいずれか ●見積書（岸和田市福祉事務所長あて）　●パンフレット（継続申請種目以外）
自己負担	原則１割 （但し、利用者が 18 歳以上の場合は利用者本人と配偶者の収入、利用者が 18 歳未満の場合は利用者の保護者の属する世帯の収入に応じて月額負担上限額が設定されます。） ・生活保護世帯、及び、市民税非課税世帯　　…０円 ・課税世帯　　…24,000 円

〈手続きの流れ〉

①申請	→	②給付券の発行	→	③購入
購入前に障害者支援課で申請 ・障害者手帳等 ・申請書 ・見積書 ・パンフレット		申請書の内容をもとに審査を行い、給付の可否を決定します。 決定後、給付券等を郵送します。		給付券を業者に渡し、用具をお受取りください。 自己負担のある方や、用具上限額を超える場合は、直接業者にお支払いください。

※　★の用具は、介護保険対象の方は、介護保険課までご相談ください。

介護保険課　　TEL　４２３－９４７５

※　借家・賃貸の場合は家主さんの承諾書が必要となる場合があります。

※　制度改正により、給付内容が変更となる場合があります。

日常生活用具の種目及び性能

区分	種　目	限度額	対象者	用具の性能その他の事項	耐用年数
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000 円 再生専用機 48,000 円	視覚障害２級以上の者であって、学齢児（年齢が小学校就学の始期に達する者）以上の者	音声又は点字等により操作ボタンが知覚でき、かつ DAISY 方式等による録音及び再生が可能なもの ※視覚障害者用テープレコーダー給付の場合 限度額 23,000 円	６年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
視覚障害	視覚障害者用時計	音声式 13,300円 触読式 10,300円	視覚障害2級以上の者（ただし、音声時計については、原則として手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者に限る。）		１０年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害２級以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報を読み取り、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの	６年
	音声ＩＣタグレコーダ	62,790円	視覚障害2級以上の者であって、物の識別が困難な者	携帯可能なもの	６年
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害２級以上の者（就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）		５年
	電磁調理器	41,000円	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）		６年
	視覚障害者用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）であって、学齢児以上の者		５年
	視覚障害者用体重計（音声式）	18,000円	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）		５年
	視覚障害者用血圧計（音声式）	16,800円	視覚障害２級以上の者であって、日常的に血圧を測定する必要があると認められる者	利用の要否を記載した医師の意見書を添付して申請すること	５年
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害２級以上の者であって、学齢児以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	視覚障害者で、かつ、本装置により文字等を読むことが可能になる者であって、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みにくいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	８年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
視覚障害	点　字　器	標準型 A 10,400円 B 6,600円	視覚障害者	価格は点筆を含む	７年
		携帯用 A 7,200 円 B 1,650 円	同上	同上	５年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000 円	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者		１０年
	情報・通信支援用具	100,000 円	視覚障害２級以上の者であって、アプリケーションソフトを使用しなければパソコンの操作が困難な者	画面の音声化機能、拡大ソフト等を有するもの ※用途が異なる物品であれば、合計100,000 円以内で、複数回に分けて申請できるものとする。	５年
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	29,000 円	視覚障害２級以上の者であって、原則として学齢児以上の者	テレビ音声及びＡＭ/ＦＭ放送を受信し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもの	６年
聴覚障害	聴覚障害者用通信装置	ファクシミリ 40,000 円 テレビ電話 71,000 円	聴覚障害者又は発声若しくは発語に著しい障害を有する者で、かつ、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であって、学齢児以上の者	一般の電話回線等に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能なもの（本体のみを対象とする。本体のみでの販売がない場合、付属子機は１台に限る。） ※プリンターやコピー機能等パソコン用複合機は除く。	５年
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900 円	聴覚障害を有する者	字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳の映像を合成する機能を有するもの	６年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400 円	聴覚障害２級以上の者であって、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、目覚まし時計及び屋内信号灯を含む） ※用途が異なる物品であれば、合計87,400 円以内で、複数回に分けて申請できるものとする。	１０年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
下肢・体幹障害	頭部保護帽	12,160 円	平衡機能に障害を有する者又は下肢若しくは体幹の機能に障害を有する者（施設に入所又は入院中の者も対象とする。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ※児童で、成長に伴い使用不可となった場合はご相談ください。	３年
	一　本　杖	3,150 円	同上	歩行時に身体を支え、安定させるために用いられるもの	３年
	ネブライザー	36,000 円	下肢または体幹の機能の障害が２級以上の者	利用の要否を記載した医師の意見書を添付して申請すること。 ◎外部バッテリー等については P19 参照	５年
	電気式たん吸　引　器	56,400 円	同上	同上 ◎外部バッテリー等については P19 参照	５年
	★ 便　　器	9,850 円	①下肢若しくは体幹の機能の障害が２級以上の者又はこれに準ずる者(<備考>参照)であって、原則として学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により常時介護を要すると認められる者であって、原則として学齢児以上の者	手すりをつけることができるもの	８年
	★ 特殊マット	19,600 円	①下肢又は体幹の機能の障害が１級の者(常時介護を要する者に限る。)又は２級以上の障害児であって、３歳以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により寝たきりの状態であると認められる者であって、３歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	★ 特 殊 尿 器	67,000 円	①下肢又は体幹の機能の障害が１級の者（常時介護を要する者に限る。）であって、学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により自力で排尿できないと認められる者であって、学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもの	５年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
下肢・体幹障害	★ 移動・移乗支援用具	60,000円	①平衡機能の障害又は下肢若しくは体幹の機能の障害を有し、家庭内の移動において介助を必要とする者であって、３歳以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により下肢が不自由であると認められる者であって、３歳以上の者 ※①②とも介護保険要介護認定で非該当と認定された者も対象とする。	次のような性能を有する手すり、スロープ等であること(ただし、工事費用を除く。) ア)障害者の身体機能の状態を充分考慮したものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ)転倒予防、立ち上がりの動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ※複数併用の必要が生じたことにより異なる場所に追加設置する場合、合計60,000円以内で、複数回に分けて申請できるものとする。	８年
	★ 特殊寝台	154,000円	①下肢若しくは体幹の機能の障害が２級以上の者又はこれに準ずる者(＜備考＞参照)であって、学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により寝たきりの状態にあると認められる者であって、学齢児以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年
	★ 入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の機能の障害が２級以上の者(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)であって、3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト操作により入浴させるもの	５年
	★ 体位変換器	15,000円	①下肢又は体幹の機能の障害が２級以上の者(下着交換に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)で、学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により寝たきりの状態にあると認められる者であって、学齢児以上の者	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
下肢・体幹障害	★ 移動用リフト	159,000円	①下肢又は体幹の機能の障害が2級以上の者であって、3歳以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により下肢又は体幹機能の障害があると認められる者であって、3歳以上の者	障害者の移動について、介護者が容易に使用できるもの（ただし、天井走行型その他設置のために住宅改修を伴うものを除く。）	4年
	★ 入浴補助用具	90,000円	①下肢又は体幹の機能に障害を有する者で、かつ、入浴に介助を必要とする者で、３歳以上の者 ②難病患者等で医師の意見書等により入浴に介助を要すると認められる者で、３歳以上の者 ※①②とも介護保険要介護認定で非該当と認定された者も対象とする。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介護者が容易に使用できるもの（ただし、設置のために住宅改修を伴うものを除く。） ※用途が異なる物品であれば、合計90,000円以内で、複数回に分けて申請できるものとする。	8年
	★ 居宅生活動作補助用具	200,000円	①下肢若しくは体幹の機能の障害又は乳幼児期以前において発症した非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により下肢又は体幹機能に障害があると認められる者（ただし、①②とも岸和田市重度障害者住宅改造費補助事業を利用したことのある者を除く。）	障害者の居宅生活動作等を円滑にする用具であって設置に小規模な住宅改修を伴うもの（ただし、特殊便器への取替えを除く。） ※支給は一回限りとする。（ただし、複数併用の必要が生じたことにより異なる場所に追加設置する場合には、合計200,000円の範囲内で複数回に分けて支給できるものとする。）	—
	訓練イス	33,100円	下肢又は体幹の機能の障害が2級以上の児童で、原則として3歳以上の者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	159,200円	①下肢又は体幹の機能の障害が2級以上の児童であって、原則として学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により下肢又は体幹機能に障害があると認められる者であって、原則として学齢児以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年

区分	種　　目	限 度 額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
上肢機能障害	特殊便器	151,200円	①上肢の機能の障害が２級以上の者であって、学齢児以上の者 ②難病患者等で、医師の意見書等により上肢の機能に障害があると認められる者であって、学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	８年
	★ 居宅生活動作補助用具(特殊便器)	200,000円	上肢の機能の障害が２級以上の者で、かつ、下肢もしくは体幹の機能の障害又は乳幼児期以前において発症した非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級３級以上の者（ただし、岸和田市重度障害者住宅改造費補助事業を利用したことのある者を除く。）	温水温風を出し得るものであって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ※支給は１回限りとする。	―
	情報・通信支援用具	100,000円	上肢の機能の障害が２級以上であって、入力サポート機器を使用しなければパソコンの操作が困難な者	大型キーボードや障害者用マウス等を有するもの ※用途が異なる物品であれば合計100,000円以内で、複数回に分けて申請できるものとする。	５年
内部障害	ストーマ装具（尿路系）	23,278円（２ヶ月分）	ぼうこう機能障害者であって、人工膀胱使用者（施設に入所又は入院中の者も対象とする。）	人工膀胱を使用する者が身体に装着して排泄物を溜める用具	―
	ストーマ装具（消化器系）	17,716円（２ヶ月分）	直腸機能障害者であって人工肛門使用者（施設に入所又は入院中の者も対象とする。）	人工肛門を使用する者が身体に装着して排泄物を溜める用具	―
	透析液加温器	51,500円	じん臓機能障害３級以上の者で、かつ、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であって、３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年
	ネブライザー	36,000円	①呼吸器の機能の障害が３級以上の者 ②難病患者等であって、医師の意見書等により呼吸器機能に障害があると認められる者	◎外部バッテリー等についてはP19参照	５年
	電気式たん吸引器	56,400円	同上	◎外部バッテリー等についてはP19参照	５年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者		１０年

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
そ の 他	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500 円	①心臓機能障害若しくは呼吸器機能障害３級以上の者又は同程度の身体障害者（児）であって、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要な者 ②難病患者等であって、医師の意見書等により人工呼吸器の装着が必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有しているもの（利用の要否を記載した医師の意見書を添付すること。）	５年
	携帯用会話補助装置	98,800 円	音声機能若しくは言語機能に障害を有する者又は肢体不自由であって、発声・言語に著しい障害を有する者（原則として学齢児以上の者に限る。）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有するもの	５年
	人工喉頭 電動式（電池又は充電器の費用を含む）	笛式 5,150 円 （気管カニューレ付の場合は8,343 円）	音声言語機能障害者であって、喉頭を摘出した者（施設に入所又は入院中の者も対象とする。）	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具	４年
		電動式 72,203 円	同上	同上	５年
	ネブライザー	36,000 円	音声言語機能障害者であって、喉頭を摘出した者	◎外部バッテリー等については P19 参照	５年
	電気式たん吸引器	56,400 円	同上	◎外部バッテリー等については P19 参照	５年
	収尿器	男性用　8,085 円 女性用　8,925 円	高度の排尿機能障害により、収尿器を必要とする者	採尿器及び蓄尿袋で構成され、身体に固定して尿を溜めておく用具	１年
	紙おむつ	24,000 円 （2 ヶ月分）	次のいずれかに該当する者で、年齢が３歳以上の者（利用の要否を記載した医師の意見書を添付して申請すること。） (1) 概ね３歳までに下肢又は体幹の機能の障害が２級以上の身体障害者手帳の交付を受けた者であって、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 (2) 治療による軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又は変形のためストーマ装具を装着することができない者 (3) 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害(二分脊椎等)による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害を有する者 (4) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害を有する者 ※在宅高齢者等紙おむつ給付事業の助成を受けている場合は、給付不可。		

区分	種　　目	限　度　額	対　　象　　者	用具の性能その他の事項	耐用年数
その他	火災警報器	15,500円 （1台分）	障害の程度に関わらず、火災発生の感知及び逃避が困難な者 （障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの(１世帯につき２台を限度。)	８年
	自動消火器	28,700円	①障害の程度に関わらず、火災発生の感知及び逃避が困難な者 （障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。） ②難病患者等であって、医師の意見書等により火災発生の感知及び逃避が困難と認められる者 （難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	８年
	◎ 外部バッテリー・自家発電機	100,000円 （外部バッテリーか自家発電機のいずれか一種目）	①医師の意見書等により人工呼吸器を使用していると認められる身体障害者（児）、難病患者 ②ネブライザー又は電気式たん吸引器の支給を受けた者（同時申請可）		６年
知的障害	★ 特殊マット	19,600円	重度知的障害者（療育手帳Ａ）であって、原則として３歳以上の者	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	５年
	頭部保護帽	12,160円	重度知的障害者（療育手帳Ａ）であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者（施設に入所又は入院中の者も対象とする。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ※児童で、成長に伴い使用不可となった場合は、ご相談ください。	３年
	特殊便器	151,200円	重度知的障害者（療育手帳Ａ）で、かつ、訓練を行っても自ら排便処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者	温水温風を出し得るもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。）	８年
	電磁調理器	41,000円	重度知的障害者（療育手帳Ａ）であって、原則として18歳以上の者（知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯（＜備考＞参照）に属する者に限る。）		６年

＜備考＞　・「これに準ずる者」…（種目：便器、特殊寝台の項）下肢の機能の障害が３級の者で、かつ、上肢の機能の障害が１級から４級までのいずれかに該当する者のうち、その総合等級が１級又は２級と判定され、かつ、片麻痺の状態にあると認められる者をいう。

・「これに準ずる世帯」…下記のいずれかに該当する場合をいう。

① 対象者と同居する方が、高齢者（概ね 65 才以上）のみ、または児童（小学生以下）のみの場合。

② 対象者と同居する方が就労等により、昼間対象者のみになる（日中独居）場合。

※ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付種目として、便器・特殊マット・特殊寝台・特殊便器・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー（吸入器）・パルスオキシメーター・ストーマ装具（蓄便袋、蓄尿袋）・人工鼻・チューブ型包帯（令和 7 年度追加予定）があります。

◎外部バッテリー等については P19 参照

２．日常生活用具の貸与

種　　目	対　　象　　者	備　　考
福祉電話	聴覚障害又は外出困難な重度の身体障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要性があると認められて、現に電話を保有しない者及びファクシミリ貸与者	世帯全員が所得税非課税であり、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（P20<備考>参照）に属する者
ファクシミリ	聴覚又は音声・言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要性が認められる者	聴言障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（P20<備考>参照）に属する者
緊急通報機	65 歳未満で、在宅の身体障害者手帳２級以上所持者であって、緊急時の対応が困難で必要性が認められる者	障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯（P20<備考>参照）に属する者 所得税課税世帯は自己負担があります。

３．点字図書の給付

自己負担額は、点字図書を一般図書（点訳する元となる図書で、墨字で書かれたもの）として購入した場合の価格で出版施設が定める額となります。

種　目	給付の限度	対　　象　　者	備　　考
点字書籍	年間 6 タイトルまでとし、24 巻を限度とする。	情報を主に点字によって入手している視覚障害者	点字で記述された書籍（月刊又は週刊等で発行される雑誌を除く。）
点字新聞	1 タイトルの年間購読を限度とする。	同上	点字で記述された新聞（点字版か墨字版のいずれかとする。）